

大田原基署発 1213 第1号
令和6年12月13日

一般社団法人塩那労働基準協会長 殿

大田原労働基準監督署長



製造業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

平素より、労働災害の防止をはじめ労働行政の推進に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大田原労働基準監督署では、令和5年度を初年度とする「第14次労働災害防止推進計画」を策定し、誰もが安心して健康で働くことができる労働環境を実現するため、5か年間で達成を目指す労働災害全体の減少目標に加え重点対策ごとに数値目標を定めて、重点的かつ効果的な取組を推進しております。

しかしながら、令和6年における当署管内の休業4日以上の労働災害は、281人（11月末速報値）で、前年同期比24人（9.3%）の増加となっております。

このうち、製造業では66人（同）で前年同期に比べて13人（24.5%）の大幅な増加となっています。

製造業における労働災害は、産業機械によるはさまれ・巻き込まれ災害や通路や屋外等での転倒、重量物の取り扱いによる腰痛などの行動災害が全体の約6割を占めていることから、労働者に対する安全衛生教育の実施をはじめ、リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施）や4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動などの自主的取組を積極的に推進することにより労働者の危険感受性を高めるとともに、安全に対する意識の高揚を図ることが重要です。

つきましては、これから年末年始を迎ますが、この時期は特に労働災害のリスクが高まることが予想されますので、会員事業場に対して別紙リーフレット「製造業での労働災害 特に、転倒、はさまれ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作（主に腰痛）災害を防止しましょう！」を配布し、事業場内に掲示する等により労働者に周知していただくとともに、労働災害防止に向けた自主的取組の一層の推進を働きかけていただくようお願いいたします。